

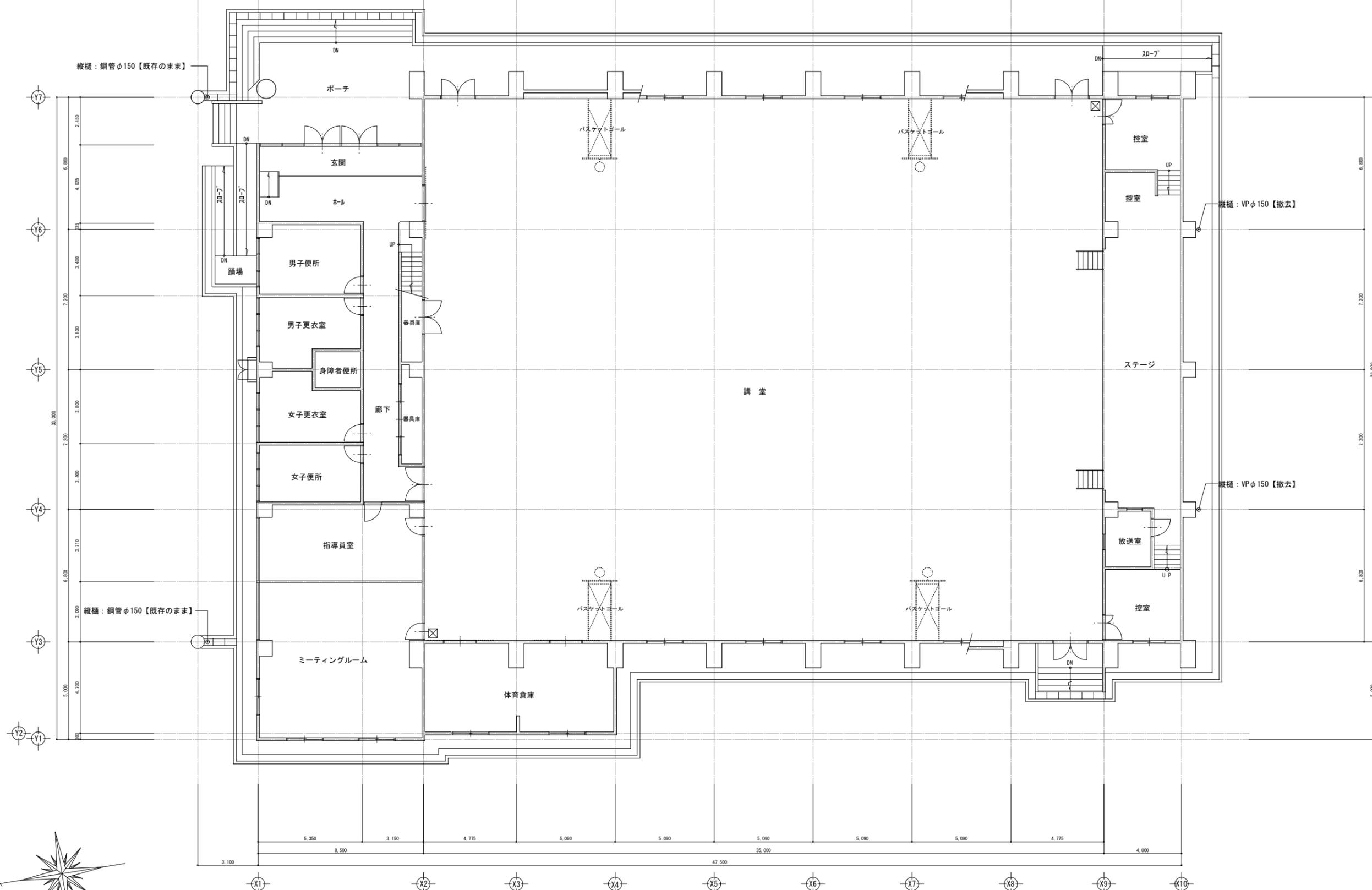
| 福岡県改修工事特記仕様書 | | ① |
|---|---------------|---|
| I 工事概要 | | 一般 |
| 1. 工事名称 | 泉中学校体育館屋根改修工事 | |
| 2. 工事場所 | 行橋市西泉五丁目7番1号 | |
| 3. 工事概要は別紙(仕上表)による。 | | |
| 4. 別途工事 | | |
| 5. その他 | | 共通事項 |
| II 建築工事仕様 | | |
| 1. 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」(以下「改修構仕」)及び「建築改修工事監理指針(平成31年版)」による。 ただし、改修構仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年度版)」及び「建築工事監理指針(平成31年版)」による。 | | |
| 2. 特記仕様 1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は ○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と ※印のついた場合は、共に適用する。 | | |
| 3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。 4) 特記事項に記載の「 」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。 5) 形状寸法の単位は特記なきがぎり、ミリメートルとする。 | | |
| 章 | 項目 | 特記事項 |
| ① 一般 | ① 適用基準等 | 図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。 (1) 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(以下「標準仕様書」という。)による。 (2) 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (3) 「公共土木建築工事標準仕様書平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (4) 「建築物解体工事共通仕様書平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 |
| | ② 補足基準等 | 1. 適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。 (1) 「建築構造設計基準平成30年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (2) 「建築工事標準詳細図平成28年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (3) 「鉄筋コンクリート構造配筋要領平成11年版」建設大臣官房営繕部監修 (4) 「鋼骨設計標準図平成12年版」建設大臣官房官庁営繕部監修 (5) 「建築改修工事監理指針令和元年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (6) 「建築改修工事監理指針令和元年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (7) 「建築工安全施工指針・同解説」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (8) 「解体工事安全施工指針」建設業労働災害防止協会 (9) 「建設廃棄物処理指針」厚生労働省生活衛生局 (10) 「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」環境省大気保全局(環境庁アスベスト飛散防止対策研究会) (11) 「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(新版)」建設業労働災害防止協会 |
| | ③ 適用範囲等 | すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)~(4)の順番とする。 (1) 質問回答書 (2) から (5) に対するもの (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 |
| ④ 共通事項 | ④ 現場に常備する図面等 | 上記の「1. 適用仕様書」及び「2. 補足基準」のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所に常備し監督職員の確認を得ること。 |
| | ⑤ 工事実績等の登録 | 請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 問い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F (財)日本建設情報総合センター九州地方センター TEL 092-411-3664 FAX 092-411-3486 (1.1.4) |
| ⑥ 工事体制 | ⑥ 施工体制台帳 | ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に貼え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。(1.1.12) |
| | ⑦ 文化財その他埋蔵物 | |
| ⑧ 実施工程表 | ⑧ 実施工程表 | 概成工期(平成 年 月 日) (1.2.1) |
| | ⑩ 工事の記録 | 工事日報は、工事記録を兼ねることができる。(1.2.4) 下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。(原画は撮影業者が保管する。) |
| ⑨ 電気保安技術者 | ⑨ 電気保安技術者 | ※適用する(工用電力設備の保安責任者が兼ねる。) ・適用しない (1.3.3) |
| | ⑫ 施工条件 | (施設を使用しながらの施工) (1.3.5) |

| | | | |
|------|---------------------|---|--|
| ⑬ 一般 | ⑬ 施工中の安全確保 | 建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、(1.3.7) 建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 | |
| | ⑭ 建設リサイクル法 | 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象となる工事に該当(※現場説明書による。・する ○しない) | |
| | ⑮ 工事に伴う建設副産物の処理について | 建設副産物の処理について 資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。 また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年6月31日法律第104号)」規定されている事項について、建築工事における対応については、「建築工事における建設副産物管理マニュアル(平成18年6月12日付国土環境第4号)」による。 工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施報告書等を提出すること。 指定副産物(原則として再資源化施設へ持込むもの) ・がれき類(コンクリート塊)(アスファルト塊) ・木くず ・建設発生土 ・汚泥 指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール(平成18年6月12日策定)」により実施する。 建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月12日事務次官通知)」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。 その他の副産物 ・廃プラスチック ・ガラス、陶磁器くず ・廃石こうボード ・金属くず ・繊維くず 特別管理産業廃棄物 ・廃石綿等 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境庁大気保全局)」及び「石綿障害予防規則(平成17年7月1日施行)」に従い、収集、運搬、処分を行う。 ・廃PCB等 「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。 ※参考受入場所は現場説明書による (1.3.12) | |
| | ⑯ 施工中の環境保全等 | 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の(1.3.11)影響が生じないように、周辺環境の 保全に努める。 | |
| | ⑰ 再資源利用(促進) | ⑰ 再資源利用(促進) | ※ 提出する(○D-R等にて) ・提出しない |
| | | ⑱ 建築材料等 | 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を得る。 なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築材料・設備機器等性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」による。 福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定工法によることができる。(1.4.1) |
| | ⑲ 一般 | ⑲ 施工数量調査 | 環境への配慮について 国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 |
| | | ⑳ 技能士 | 調査項目 調査範囲 調査方法 報告書・数量書 外壁変化調査 外壁全体 目視及び目録 ※2部 ・1部 ※2部 ※2部 ※2部 ※既存部分の破壊を行った場合の補修方法は図面図示による。(1.5.2) (1.5.3) |
| | ㉑ 一般 | ㉑ 施工の検査等 | 適用工事 工事種別 技能検定職種 備考 ・鉄筋工事 鉄筋施工 ・コンクリート工事 型枠施工 ・土工事 建築大工 ○左官工事 左官 ○塗装工事 塗装 ○屋根及び屋根工事 建築板金 ・内装工事 内装仕上げ施工 ・内装工事 塗装 ・金風工事 内装仕上げ施工(鋼製下地) ・植栽工事 造園 請負額 300万以上 |
| | | ㉒ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 | 見本施工の実施箇所() 工種() (1.5.5) 室内空気中化学物質の濃度測定 ・行う ・行わない ホルムアルデヒド測定の検体数 ・4力所 VOC測定の検体数 測定対象室 ※現場説明書による ・図示 測定位置、方法については、測定前に監督職員に確認する。 測定方法等は「揮発性有機化合物の室内測定容量」参照 ※学校施設については、文部科学省「学校環境衛生基準」(平成21年4月1日告示第60号)に基づきVOC等の測定を行う。(1.5.9) |

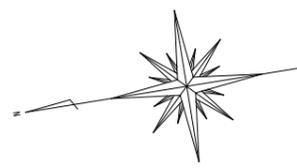
| | | | |
|------|---------------|---|--|
| ⑲ 一般 | ⑲ 完成図等 | 種類及び提出形式は下記による (1.7.2) | |
| | ⑳ 共通事項 | ⑳ 完成図等 | 種類 提出形式 部数 完成図 ※設計図一式 ※二つ折り青焼き又は白焼き製本(A1) ※CADデータ(JWW又はDXF又はFSG) ※1部 ・()部 ※T1FFデータ(竣工図電子データ作成要領による) |
| | | 総合図 ※一式 ※二つ折り青焼き又は白焼き(適宜:A1又はA3) ※1部 ・()部 | |
| | | 施工図 ※補遺体面 ※平面図 ※建築 ※屋根及び種() ※二つ折り青焼き又は白焼き(適宜:A1又はA3) ※1部 ・()部 | |
| | | 作業図 ※家具図 ・() ※二つ折り青焼き又は白焼き(適宜:A1又はA3) ※1部 ・()部 | |
| | | (注) データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出すること。 | |
| | ㉑ 一般 | ㉑ 保安に関する資料 | 「標仕」1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。 国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」 建設大臣官房官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」(財)建築保全センター発行 提出部数 ※2部 ・()部 保安に関する説明書 ※建物概要及び内部仕上げ表 ※施工者一覧表 ※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項 |
| | | ㉒ 設計GL | ※図示による ・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による ダンプトラック等による工用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入出りさせないこと。 |
| | ㉓ 一般 | ㉓ 過積載の防止 | ※図示による ・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による ダンプトラック等による工用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入出りさせないこと。 |
| | | ㉔ 解体等工事の範囲 | 解体等工事にかかる範囲は以下のとおり。 ・建築物 ・地上部 ・地下部 ・杭 ・(倉庫) ・付属構造物 ・浄化槽 ・貯油槽 ・杭 ・(キュービクル基礎) ・電気設備 ・建物内配管配線 ・電気設備機器 ・() ・建物への引込線 ・敷地への引込線(廃止) ・() ・建物内配管配線 ・衛生設備機器 ・() ・建物への引込管 ・敷地への引込管(玉下ろし) ・() ・建物内配管 ・空調設備機器 ・() ・建物内風道 ・ガス設備 ・建物内配管 ・ガス設備機器 ・() ・建物への引込管 ・敷地への引込管(廃止) ・() ・屋外付帯 ・門、門扉 ・塀、フェンス ・舗装 ・() ・植栽 ・() ・有害廃棄物の処理 ・廃PCB ・特定フロンガス ・廃石綿等 ・() ・什器、備品類等の撤去 ・各種残留物の除去は下表による。 ※を標準とする。 |
| ㉕ 一般 | ㉕ 敷地に関する調査 | 区分 建物管理者 工事担当者 アスベスト含有建材 ※ オイルタンク内のオイル ※ ビッド(浄化槽、便槽)汚泥 ※ 使用されている酸、アルカリ、重金属等 ※ 医薬品特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物 ※ PCB使用機器 ※ P2B使用機器 ※ | |
| | ㉖ 原形復旧 | ・敷地内障害物の調査 ・敷地内配管、配線の調査 ・地下水位の調査 工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。 | |
| ㉗ 一般 | ㉗ 設備工事との取合い | ※施工区分表による ・施工範囲は下記による ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 () (各章共通) | |
| | ㉘ 風速及び地表面粗度区分 | 風速 ・(34m/秒) ・() (各章共通) 地表面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) | |
| ㉙ 一般 | ㉙ 接着剤 | ホルムアルデヒド放散等級(※F☆☆☆☆ ・F☆☆☆ ・F☆☆) (各章共通) | |
| | ㉚ 総合図での調整 | 各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。 総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。 参考図の製品の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製品等でも同等品以上であれば使用できる。 | |
| ㉛ 一般 | ㉛ 竣工後の調査 | 竣工後(※2 ・1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。 | |
| | ㉜ 足場その他 | 手すり先行足場について 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中柱及び両面幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場板等 ・() (2.2.1) 外部足場 ※枠組足場 ○くさび緊結式足場 ・単管足場 ・(脚立、簡易移動式足場) 防護シートによる養生※行う ・行わない 材料、撤去材等の運搬 A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 (表2.2.1) 既存部分の養生 ※ビニールシート等 ・合板 ・() (2.3.1) 固定家具の養生 ・行わない ・行う(図示) 既存家具の養生 ※ビニールシート等 ・() | |
| ㉝ 一般 | ㉝ 仮設間仕切 | 仮設間仕切等の種別 (2.3.2) (表2.3.1) 種別 下地 仕上材(厚さ mm) 売てん材 塗装 ・A種 ・軽量鉄骨 ・合板(・9.0・12.0) 厚さ mm ※無し ・B種 ・木下地 ・石こうボード(※9.5・) ※無し ・C種 単管下地 防護シート ※無し 仮設扉 ※木製扉 ※合板張り程度 ※無し 扉 ※()程度 ※無し ・片面 | |
| | 備考 | 承認 | |

| | | | |
|------|---------------------|--|---|
| ⑳ 一般 | ⑳ 監督員事務所 | ※設ける ○設けない (2.4.1) ※構内に新設する。(m程度) ・既存建物内の一部を使用する。 備品については、監督員の指示による。 | |
| | ㉑ 一般 | ㉑ 工事用水 | 構内既存の施設 ○利用できる(※有償 ・無償) ※利用できない |
| | | ㉒ 工用電力 | 構内既存の施設 ○利用できる(※有償 ・無償) ※利用できない |
| | | ㉓ 総合設計図書 | ・要しない 仮面等 ○設けない ※設ける |
| | | ㉔ 危険防止 | 設置方法 ※成形鋼板(H=2.0m) ・垂鉛鉛鉄板(H= m) ・シート張り ・ロープ張り ○(ゲタツツノシ) () ゲート ・シート(W=4.5m) ・パネル(W= m) ・ハンガー(W= m) |
| | | ㉕ 垂直防護施設 | ○養生シート(・防災Ⅰ類 ○防災Ⅱ類) ・防音シート(防災Ⅰ類同等) ・枠付き金網 ・アルミ防音パネル ・() |
| | ㉖ 一般 | ㉖ 水平防護施設 | ○防護網(朝顔) ・ダブルネット 防護施設等取付足場 ・単管一本足場 ・枠組本足場(W= m) ○(くさび緊結式) () |
| | | ㉗ 設置範囲 | ※図示による ○監督員の指示による |
| | ㉘ 一般 | ㉘ 設置期間 | ※工事期間中 ・監督員の指示による |
| | | ㉙ 養生構台 | ・設置する(図示による) ・設置しない 乗入れ構台 ・設置する(幅員 m、長さ m) ・設置しない |
| ㉚ 一般 | ㉚ 監督員の指示による | 監督員の指示による | |
| | ㉛ 工事車両の出入口 | 工事車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。 交通誘導員 ・配置する(1 名以上) ○配置しない | |
| ㉜ 一般 | ㉜ 改修方法の種類及び工程 | 防水改修方法の種類及び工程については「改修構仕」表3. 1. 1による。(表3.1.1) シーリング改修工法の種類及び工程については「改修構仕」表3. 1. 2による。(表3.1.2) | |
| | ㉝ アスファルト防水 | (3.3.2.3) (表3.1.1) (表3.3.3~10) | |
| ㉞ 一般 | ㉞ 防水改修工法 | 防水改修工法の種類 新規防水層の種類 施工箇所 保護防水 ・PIB工法 ・PIB1工法 ・PIB2工法 ・PIA1工法 ・PIA1-1 ※A-2 ・PIA2工法 ・A-1 ※A-2 露出防水 ・M4C工法 ・G-1 ※G-2 ・M3D工法 ・POD工法 ・D-1 ※D-2 ・POD1工法 ・M3D1工法 ・D1-1 ※D1-2 ・M4D1工法 屋内 ・PIE工法 ・P2E工法 ・E-1 ※E-2 保護層は図示による) | |
| | ㉟ アスファルトの種類 | ※3種 (3.2.2) (3.3.2) M3D、POD、POD1、M3D1、及びM4D1工法の脱気装置 ※設ける ・設けない (3.3.3) 断熱工法の断熱材 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種b A(スキン層付き) 厚さ(mm) ※25 ・A種押出法ポリスチレンフォーム断熱材の保温係数3種b (スキンあり) 厚さ(mm) ・立上り部の保護材 (3.3.2) ・乾式保護材 ※押出成型セメント板(厚さ15mm) ・れんが ※JIS R 1250によるもの ・市販品のれんが又は市販品のれんが形コンクリートブロック(見え隠れ部分) ・コンクリート | |
| ㉟ 一般 | ㉟ 改質アスファルトシート防水 | (表3.4.2.3) (表3.1.1) (表3.4.1~3) | |
| | ㊱ 合成高分子系ルーフィングシート防水 | (3.5.2.3) (表3.1.1) (表3.5.1) | |
| ㊲ 一般 | ㊲ 防水改修工法の種類 | 防水改修工法の種類 新規防水層の種類 施工箇所 仕上げ塗料塗り 使用分類 ・POS工法 ・S-F1 ○S-F2 ○S4S工法 ・S-M1 ○S-M2 ・S-M3 平場 立上り ・シルバー ・カラー ・製造メーカー仕様 ※非歩行 | |
| | ㊳ 塗膜防水 | ・POS1工法 ・S1-F1 ・S1-F2 ・S4S1工法 ・S1-M1 ・S1-M2 ・S1-M3 ・S3S工法 ・S-F1 ・S-F2 ・S3S1工法 ・S1-F1 ・S1-F2 ・M4S工法 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3 ・M4S1工法 ・S1-M1 ・S1-M2 ・S1-M3 | |
| ㊴ 一般 | ㊴ シーリング | シーリング改修工法の種類 (3.1.4) (表3.1.2) ○シーリング充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 シーリング材の種類 「改修構仕」表3.7.1による。(表3.7.1) 接着性試験 ※簡易接着性試験 (3.7.8) ・引張接着性試験(部位) | |
| | ㊵ 電気保安技術者 | ※適用する(工用電力設備の保安責任者が兼ねる。) ・適用しない (1.3.3) | |
| ㊶ 一般 | ㊶ 施工条件 | (施設を使用しながらの施工) (1.3.5) | |
| | 備考 | 承認 | |

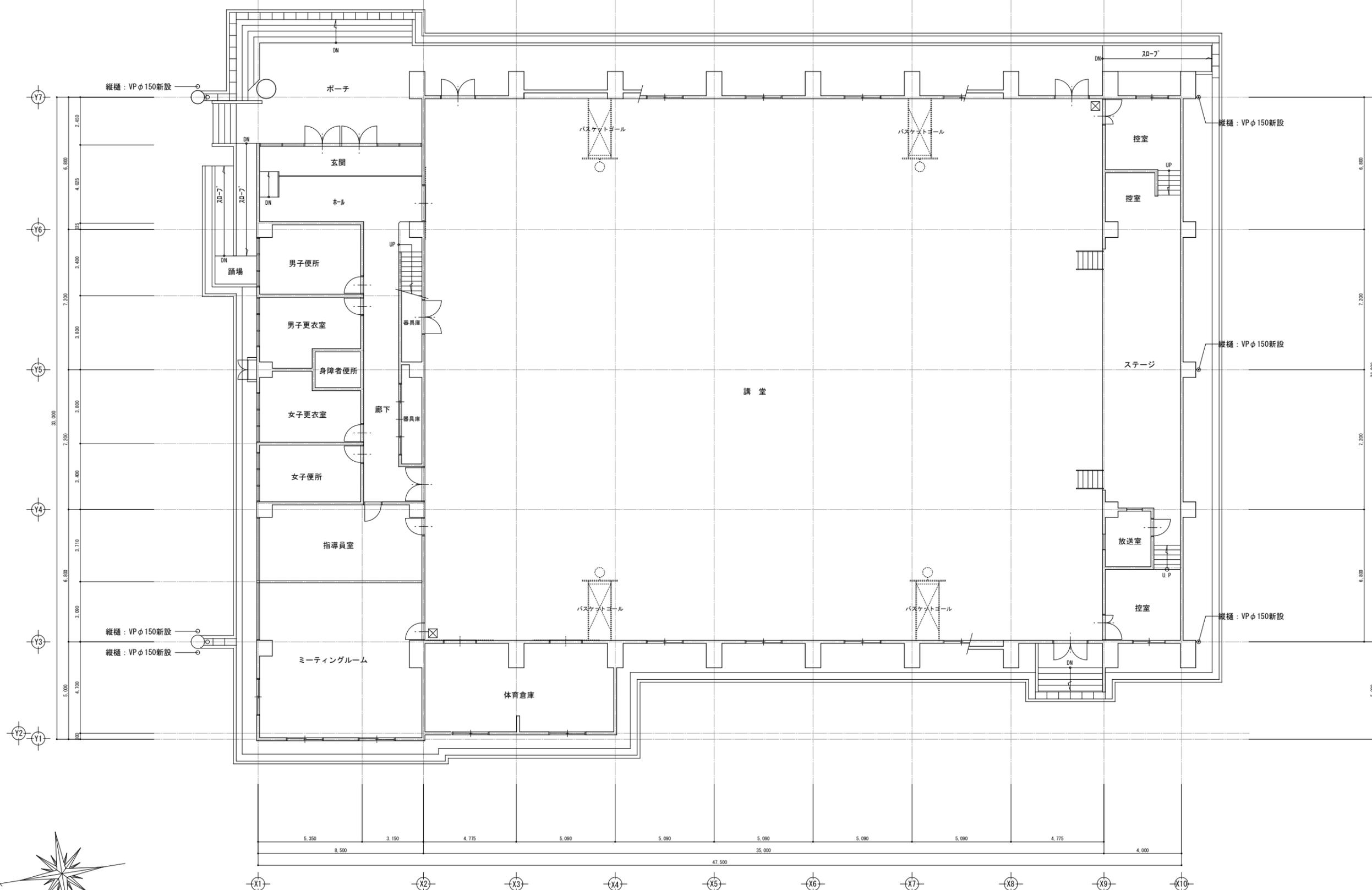
| | | | |
|-----------------|---------------|-------------------|--------------|
| 工事名称 | 泉中学校体育館屋根改修工事 | 図面名称 | 改修工事特記仕様書(1) |
| 行橋市役所 | 都市整備部 | 尺度 | 図面番号 |
| | 建築政策課 | 日付 | A-01 |
| 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 | | TEL: 0930-25-1111 | |



1階平面図(改修前) S=1/100

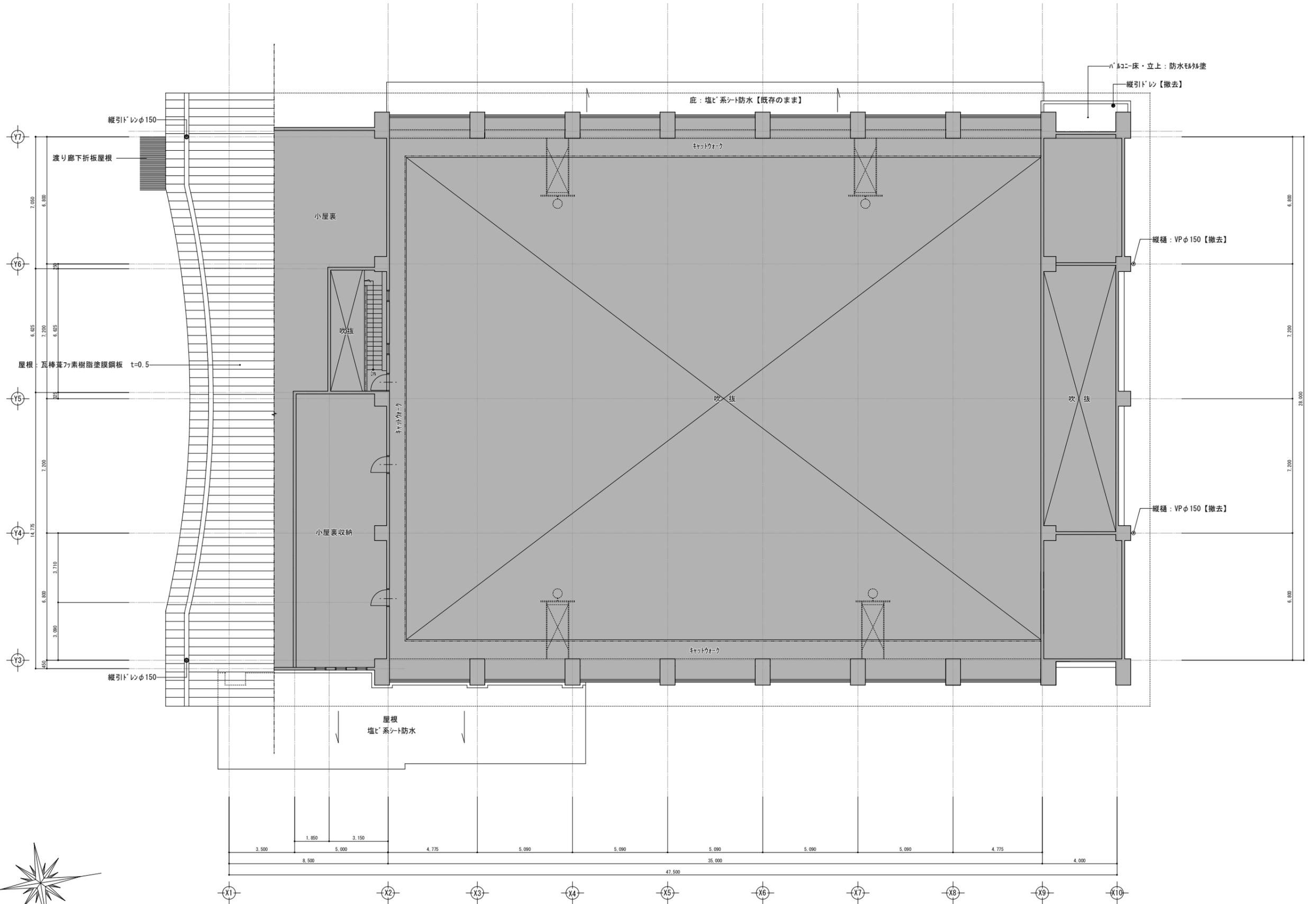


| | | | | | | | | | | |
|--------|-----|--|---|-------|---------|-----|-----|-------|---------------|------|
| 記 事 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福見町東中北条町下目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 | 設計年月日 | | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | | | | 縮 尺 | S=1/100 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 図面名称 | 図面番号 |
| | | | | | | | | | 泉中学校体育館屋根改修工事 | |
| | | | | | | | | | 講堂1階平面図(改修前) | A-04 |



1階平面図(改修後) S=1/100

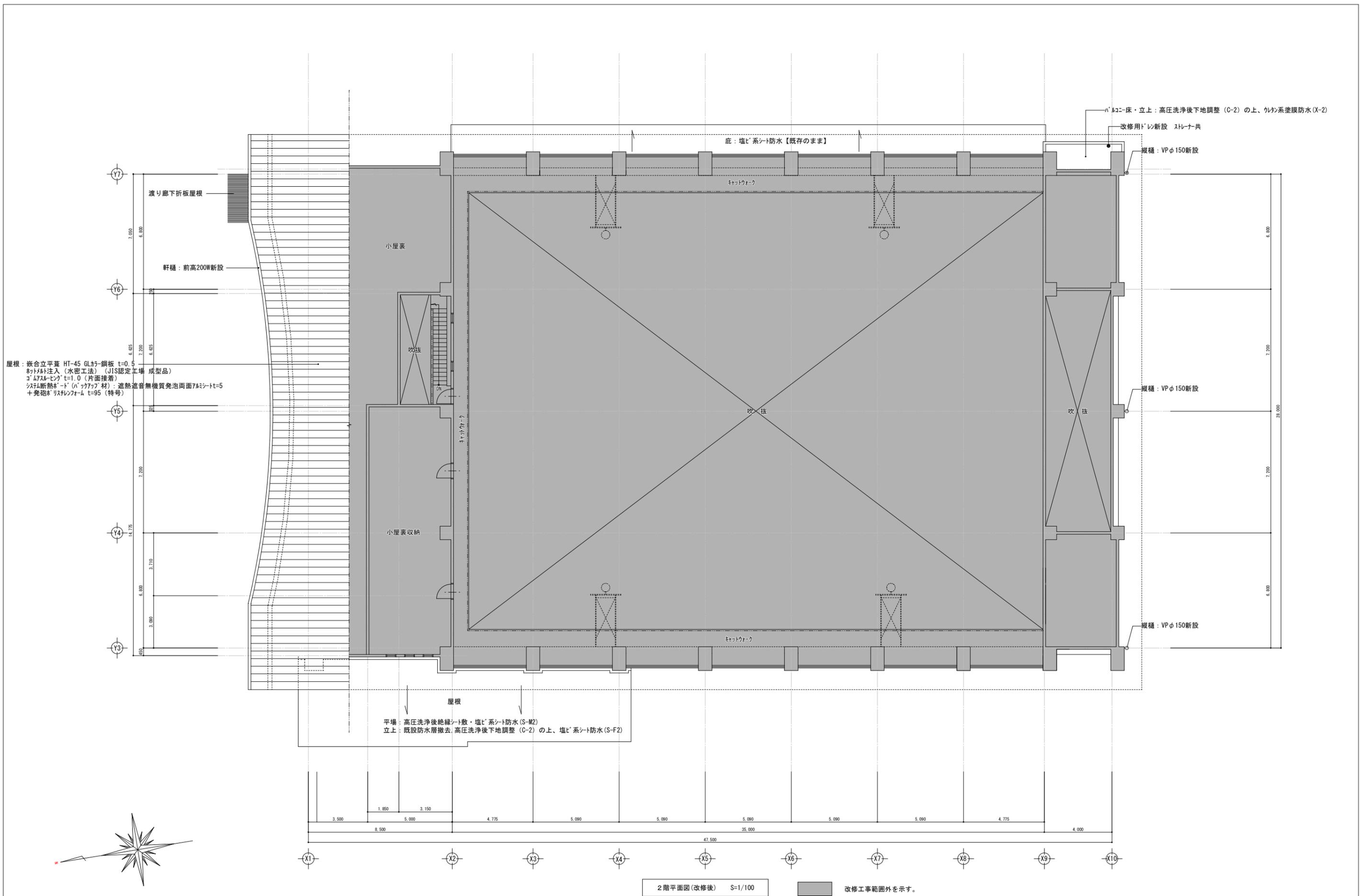
| | | | | | | | | | |
|--------|-----|--|--|---|----------------|-----|-----|--------------|---------------|
| 記 事 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福井県福井市北条町下目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 | 設計年月日 | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | | | | 〒824-0033 福井県福井市北条町下目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 | 縮 尺 S=1/100 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 泉中学校体育館屋根改修工事 |
| | | | | | | | | 図面名称 | 図面番号 |
| | | | | | | | | 講堂1階平面図(改修後) | A-05 |



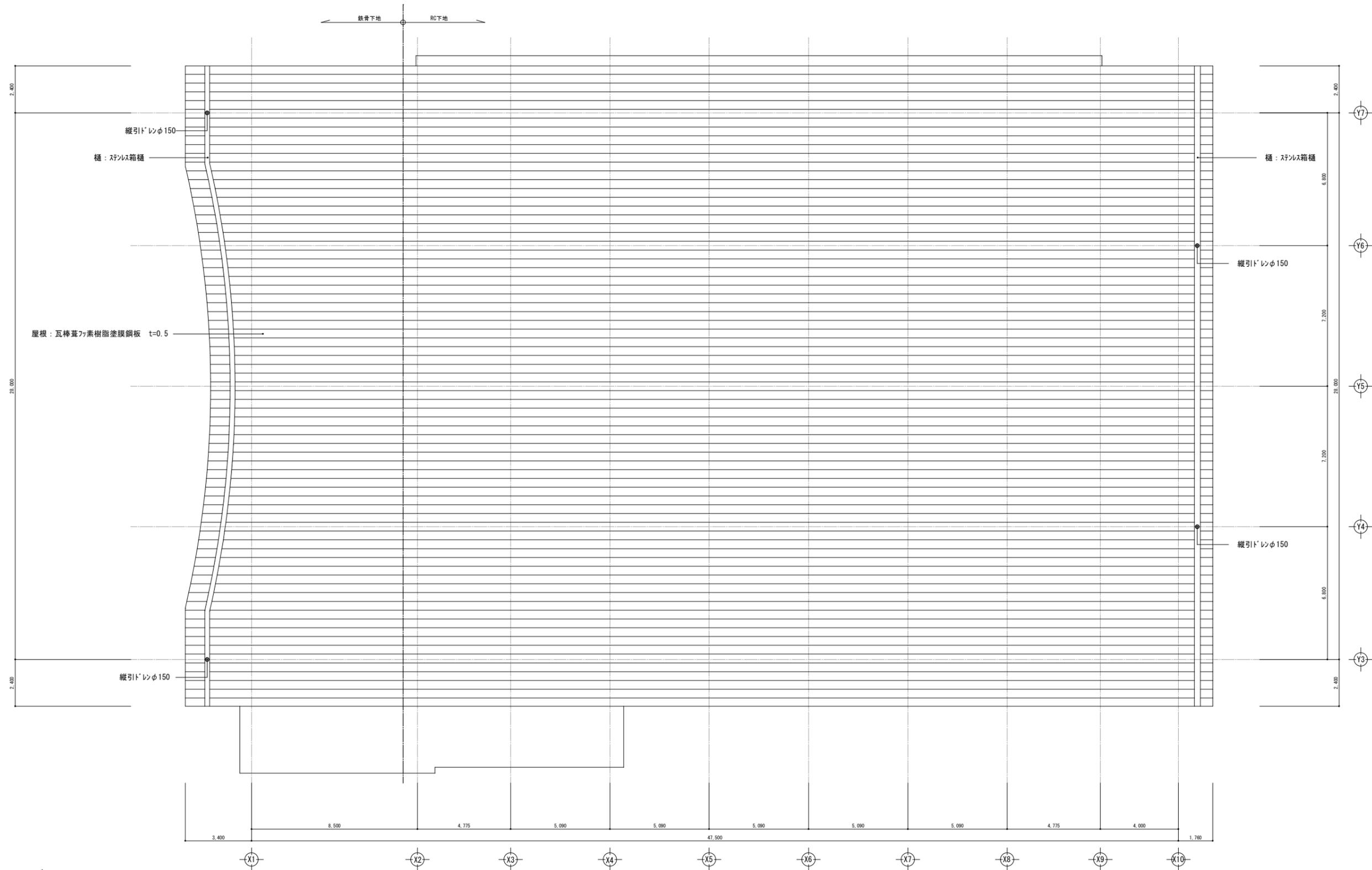
2階平面図(改修前) S=1/100

■ 改修工事範囲外を示す。

| | | | | | | | | | | |
|--------|-----|--|---|---|----------------|-----|-----|-------|---------------|------|
| 記 事 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福見東町東津丸1-4-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 | 設計年月日 | | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | | | | 事務所登録(知事)第1-20008号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤哉 | 縮 尺 S=1/100 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 図面名称 | 図面番号 |
| | | | | | | | | | 泉中学校体育館屋根改修工事 | |
| | | | | | | | | | 講堂2階平面図(改修前) | A-06 |

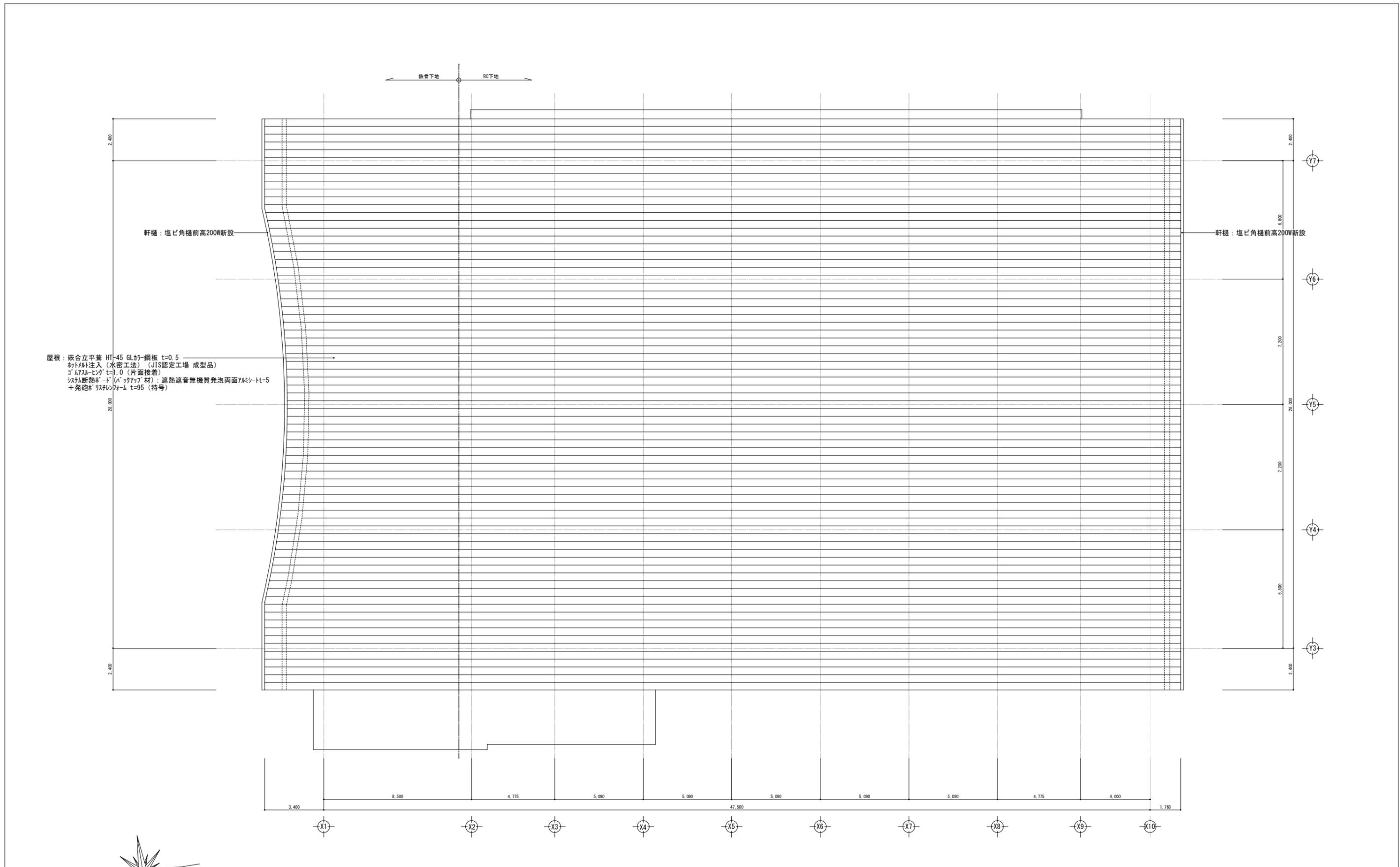


| | | | | | | | | | |
|--------|-----|--|--|----------------|-----|-----|-------|---------------|------|
| 記 事 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福見東町東市北東町下目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 監理建築士 杉本 潤哉 | 設計年月日 | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | | | | 縮 尺 S=1/100 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 泉中学校体育館屋根改修工事 | |
| | | | | | | | | 図面名称 | 図面番号 |
| | | | | | | | | 講堂2階平面図(改修後) | A-07 |



屋根伏図(改修前) S=1/100

| | | | | | | | | | | |
|---|-----|--|--|---|---------------|-----|-----|-------|---------------|--------------|
| 記 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福井県敦賀市北条町下目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 | 設計年月日 | | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | 事 | | | 事務所登録(知事)第1-20008号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤哉 | 縮尺 S=1/100 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 泉中学校体育館屋根改修工事 | 図面番号 A-08 |



| | | | | | | | | | |
|---|-----|--|--|---|----------------|-----|-----|-------------|---------------|
| 記 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福知山市東市北東町下目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 | 設計年月日 | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | 事 | | | 事務所登録（知事）第1-20008号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤哉 | 縮 尺 S=1/100 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 泉中学校体育館屋根改修工事 |
| | | | | | | | | 図面名称 | 図面番号 |
| | | | | | | | | 講堂屋根伏図（改修後） | A-09 |

改修前

屋根：瓦葺葺素樹脂塗膜鋼板 t=0.5

屋根：瓦葺葺素樹脂塗膜鋼板 t=0.5

縦樋：VPφ150【撤去】

縦樋：VPφ150【撤去】

縦樋：鋼管φ150【既存のまま】

縦樋：鋼管φ150【既存のまま】

南立面図(改修前) S=1/100

北立面図(改修前) S=1/100

改修後

屋根：嵌合立平葺 HT-45 GL葺鋼板 t=0.5
ウレタン注入(水密工法) (JIS認定工場 成型品)
ゴム7&L-7&L t=1.0 (片面接着)
システム断熱ボード(ハックアップ材)：遮熱遮音無機質発泡両面7&Lシートt=5
+発泡スチロール t=95 (特号)

屋根：嵌合立平葺 HT-45 GL葺鋼板 t=0.5
ウレタン注入(水密工法) (JIS認定工場 成型品)
ゴム7&L-7&L t=1.0 (片面接着)
システム断熱ボード(ハックアップ材)：遮熱遮音無機質発泡両面7&Lシートt=5
+発泡スチロール t=95 (特号)

軒樋：塩ビ角樋前高200W新設

縦樋：VPφ150新設

縦樋：VPφ150新設

縦樋：VPφ150新設

軒樋：塩ビ角樋前高200W新設

縦樋：VPφ150新設

縦樋：VPφ150新設
(既存折板屋根に排水)

縦樋：VPφ150新設

縦樋：VPφ150新設

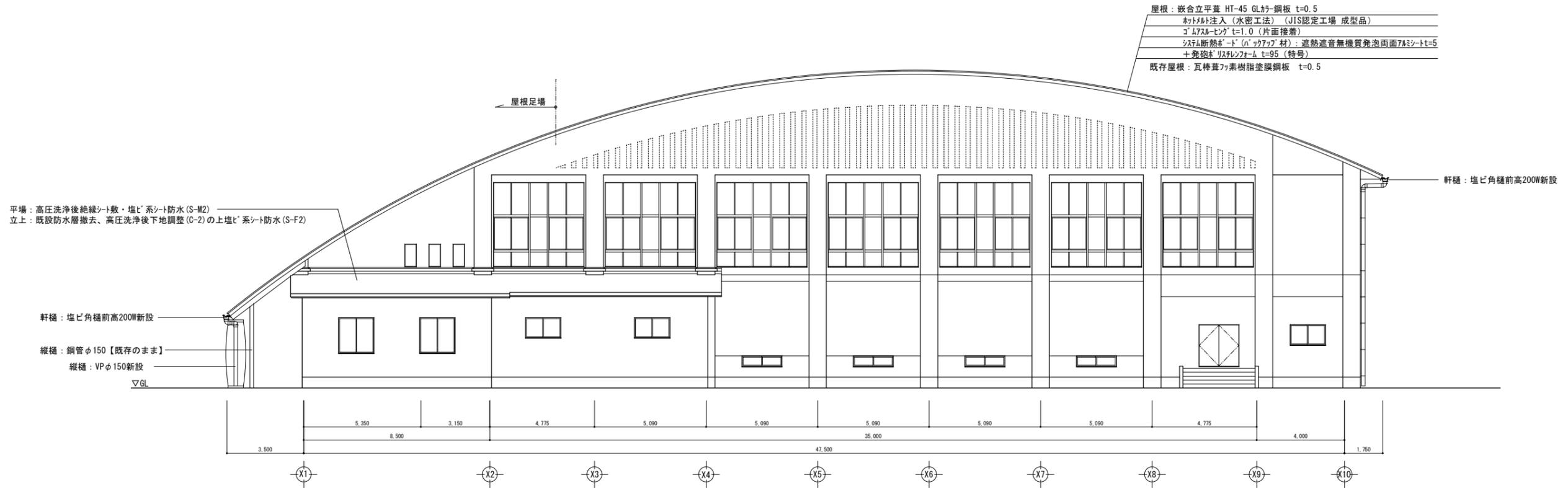
※新設縦樋の落し口位置は現場協議の上決定

※新設縦樋の落し口位置は現場協議の上決定

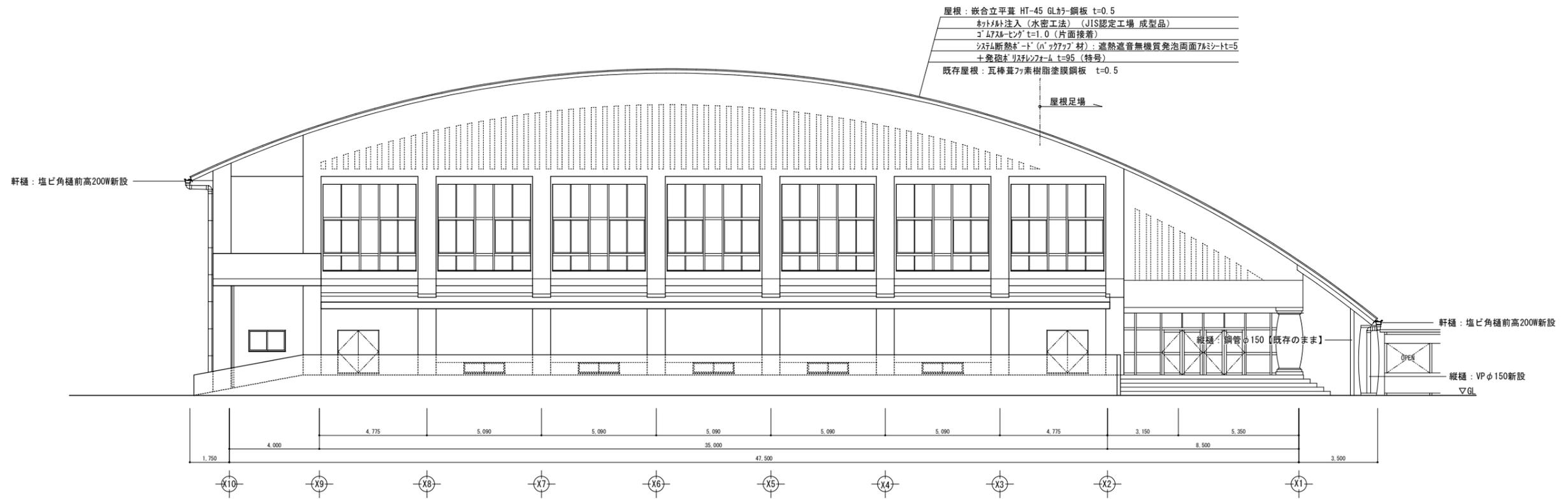
南立面図(改修後) S=1/100

北立面図(改修後) S=1/100

| | | | | | | | | |
|---|-----|--|----------------|-----|-----|-------|---------------|------|
| 記 | 月 日 | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福知山市東本町14-7 TEL0930-25-0936 FAX0930-25-0947 | 設計年月日 | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | | | 縮 尺 S=1/100 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 泉中学校体育館屋根改修工事 | |
| 事 | | | | | | | 図面名称 | 図面番号 |
| | | | | | | | 講堂立面図(改修前・後) | A-10 |

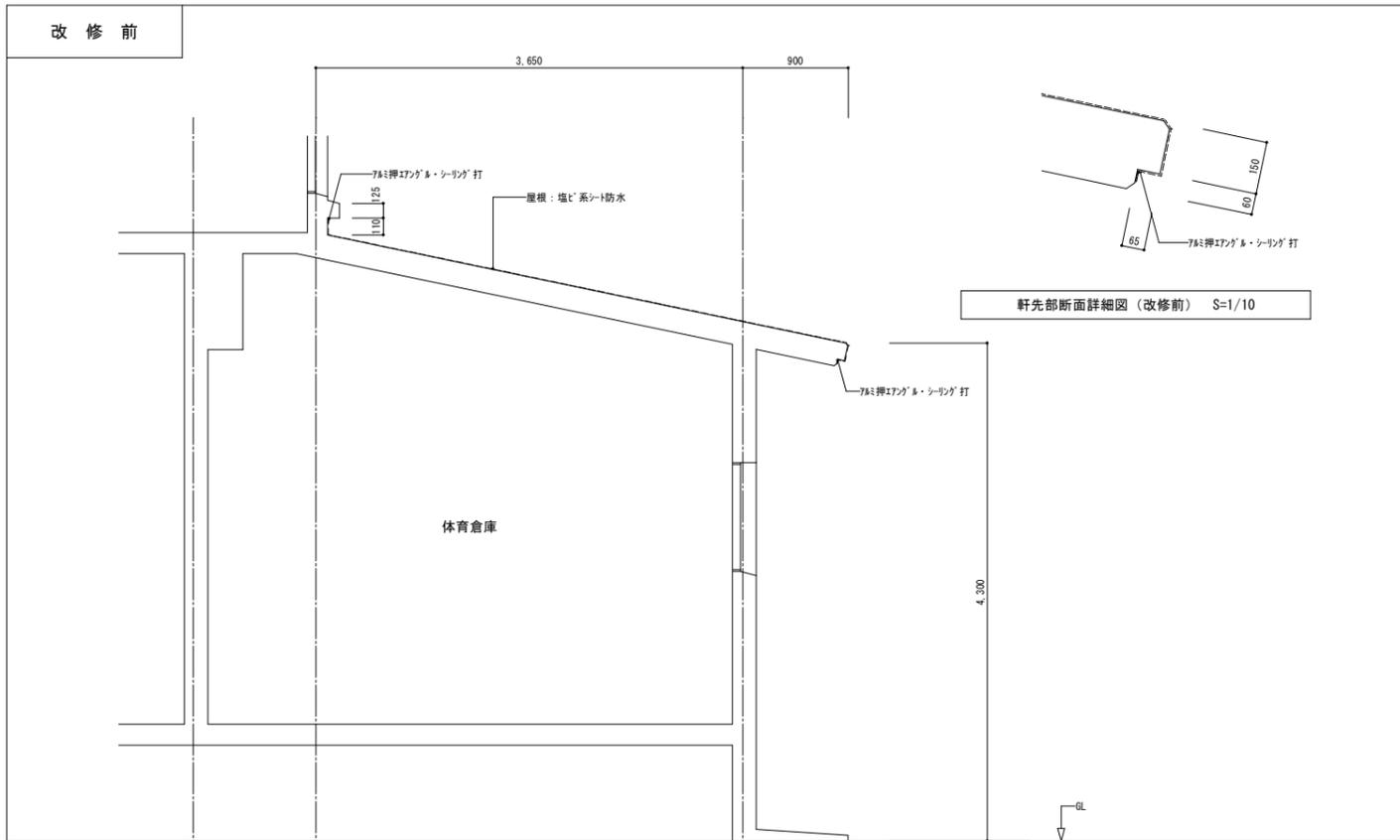


西立面図 S=1/100



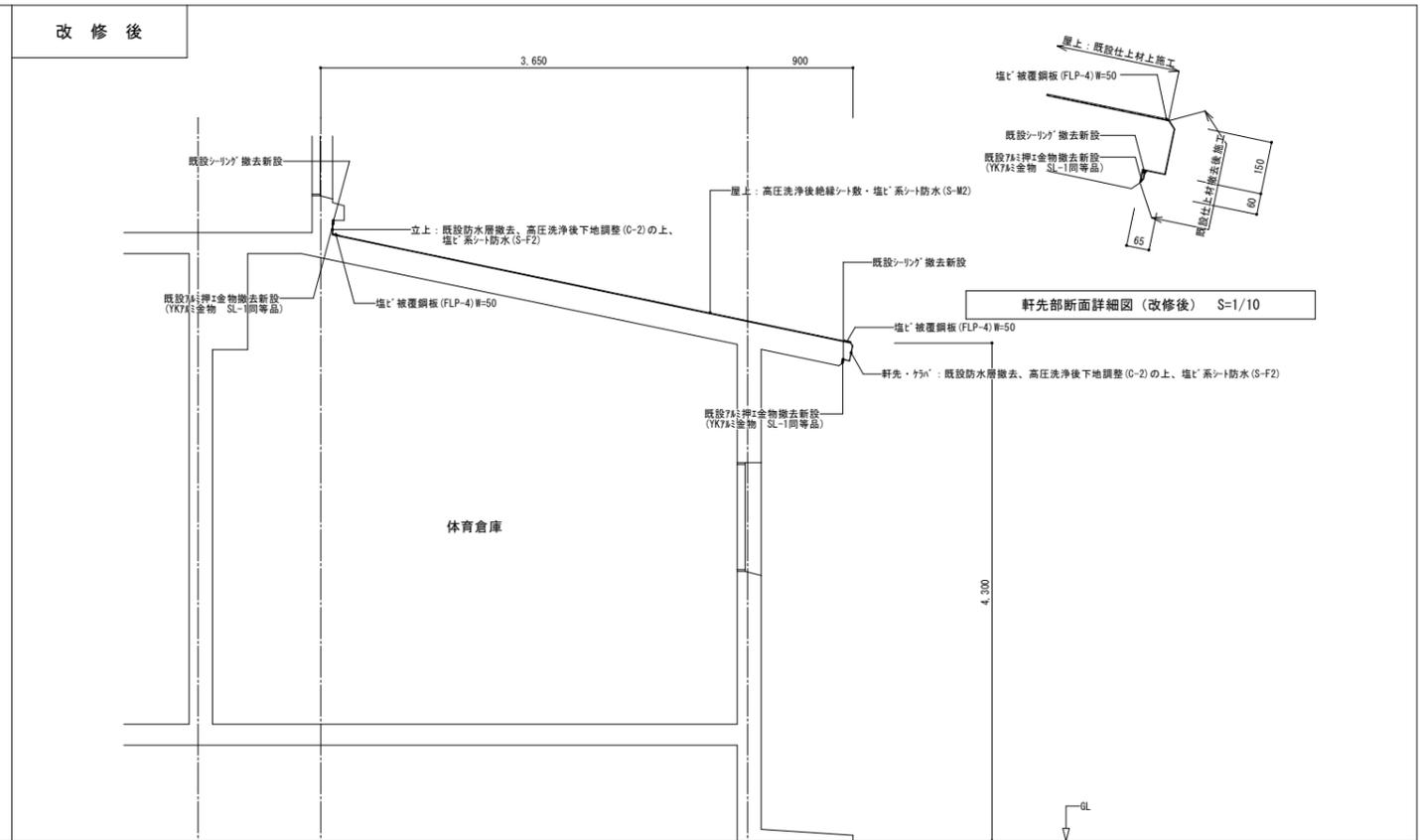
東立面図 S=1/100

| | | | | | | | | |
|---|-----|---|---------|-----|-----|-------|---------------|------|
| 記 | 月 日 | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 | 設計年月日 | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | | | 縮 尺 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 図面名称 | 図面番号 |
| 事 | | 〒824-0033 福岡県行橋市北条町14-7 TEL0930-25-0936 FAX0930-25-0947 | S=1/100 | | | | 泉中学校体育館屋根改修工事 | A-11 |
| | | 監理建築士 杉本 剛彦 | | | | | 講堂立面図 | |



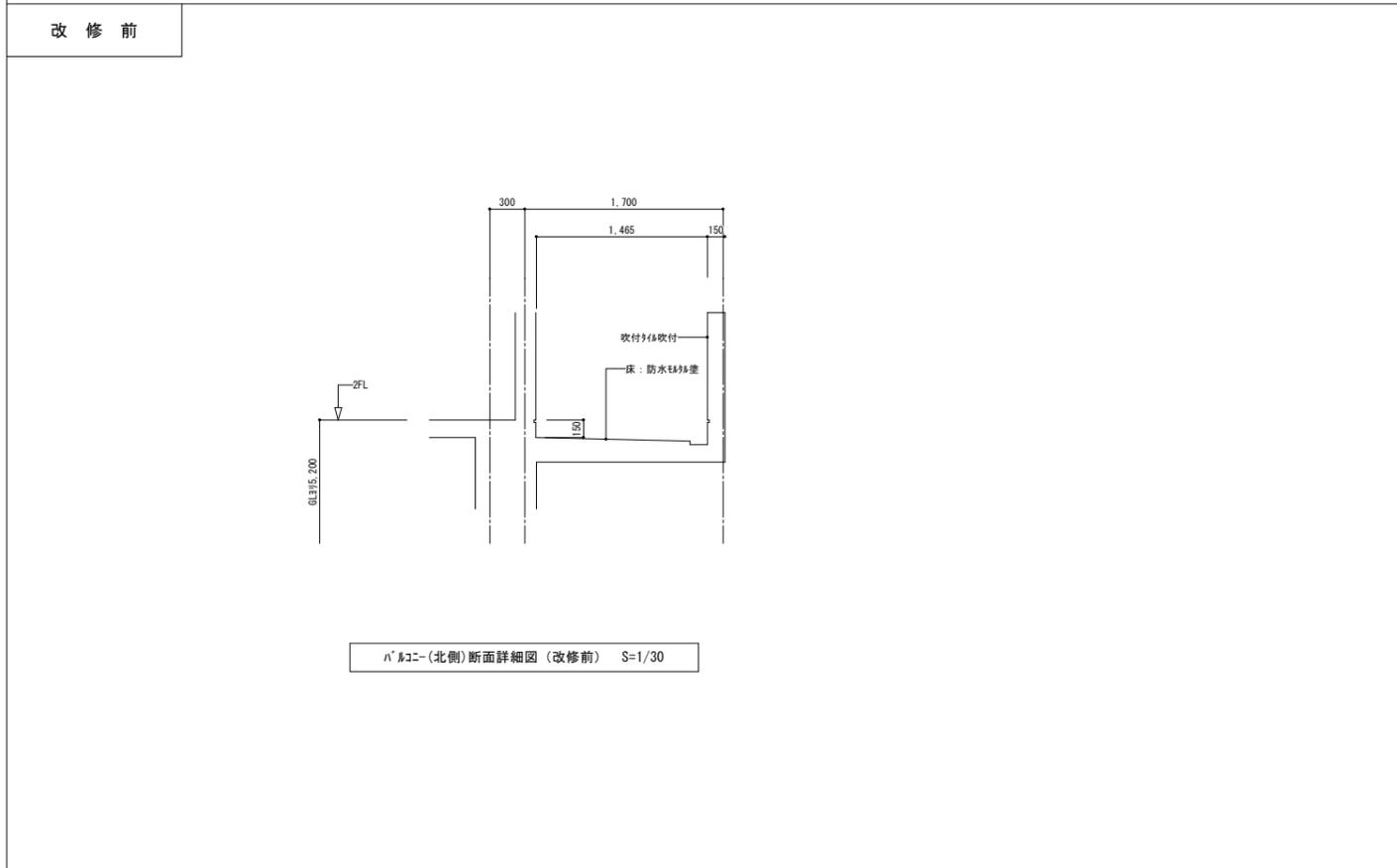
軒先部断面詳細図 (改修前) S=1/10

体育倉庫断面詳細図 (改修前) S=1/30

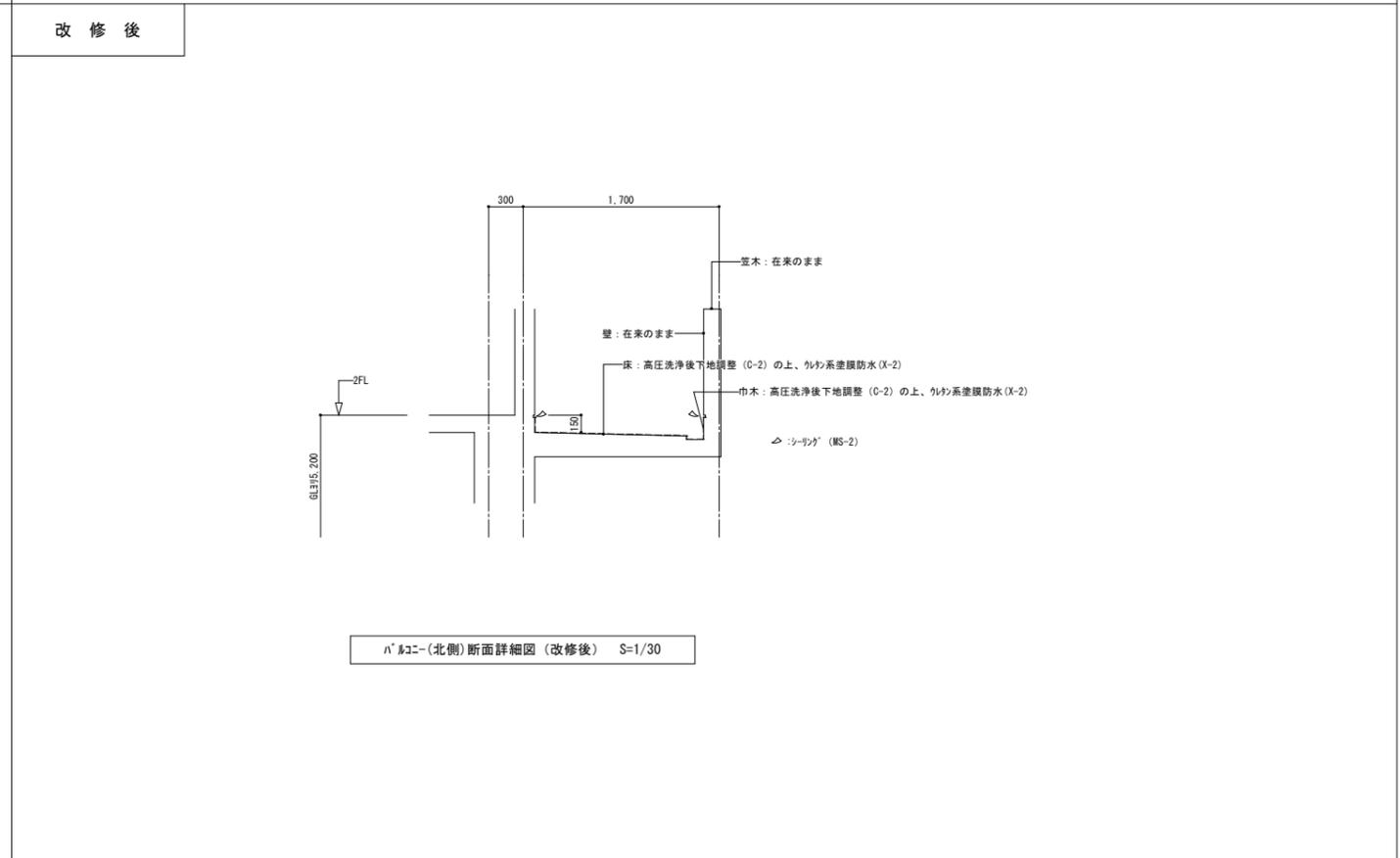


軒先部断面詳細図 (改修後) S=1/10

体育倉庫断面詳細図 (改修後) S=1/30



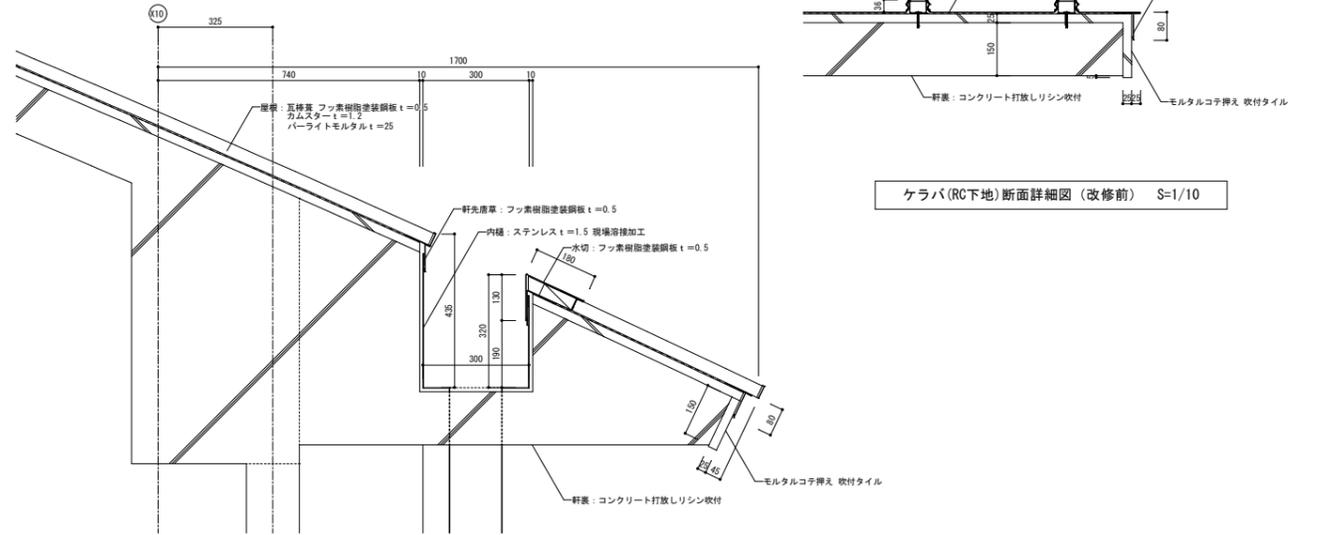
ハ' A2C- (北側) 断面詳細図 (改修前) S=1/30



ハ' A2C- (北側) 断面詳細図 (改修後) S=1/30

| | | | | | | | | | |
|--------|-----|--|---|---|--------------------|-----|-----|---|-----------------------|
| 記 事 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福見町東市北東町下目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 | 設計年月日 | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | | | | 事務所登録 (知事) 第1-20008号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤哉 | 縮 尺 S=1/30・1/10 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 工事名称 泉中学校体育館屋根改修工事 |
| | | | | | | | | 図面名称 講堂体育倉庫断面詳細図 講堂2階ハ' A2C-断面詳細図 (改修前・後) | 図面番号 A-12 |

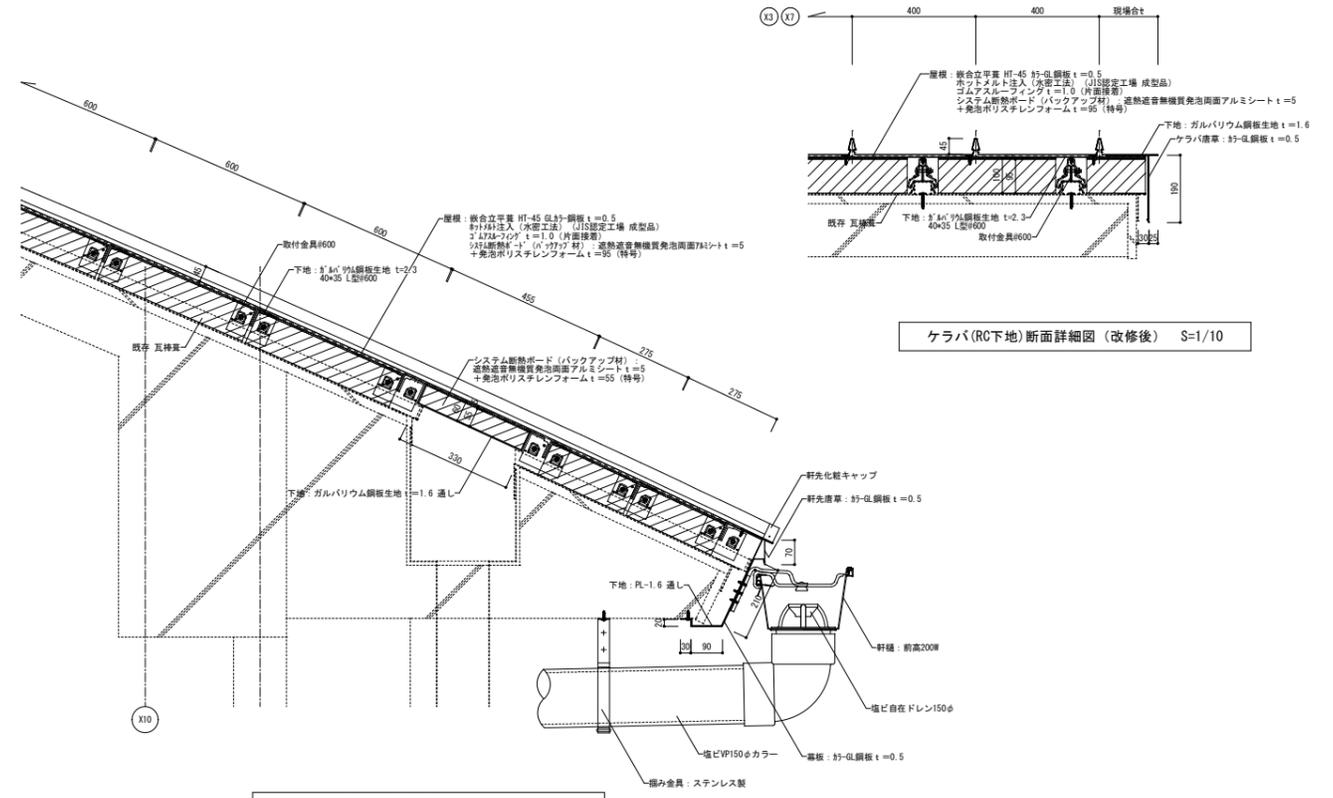
改修前



軒先(南側)断面詳細図(改修前) S=1/10

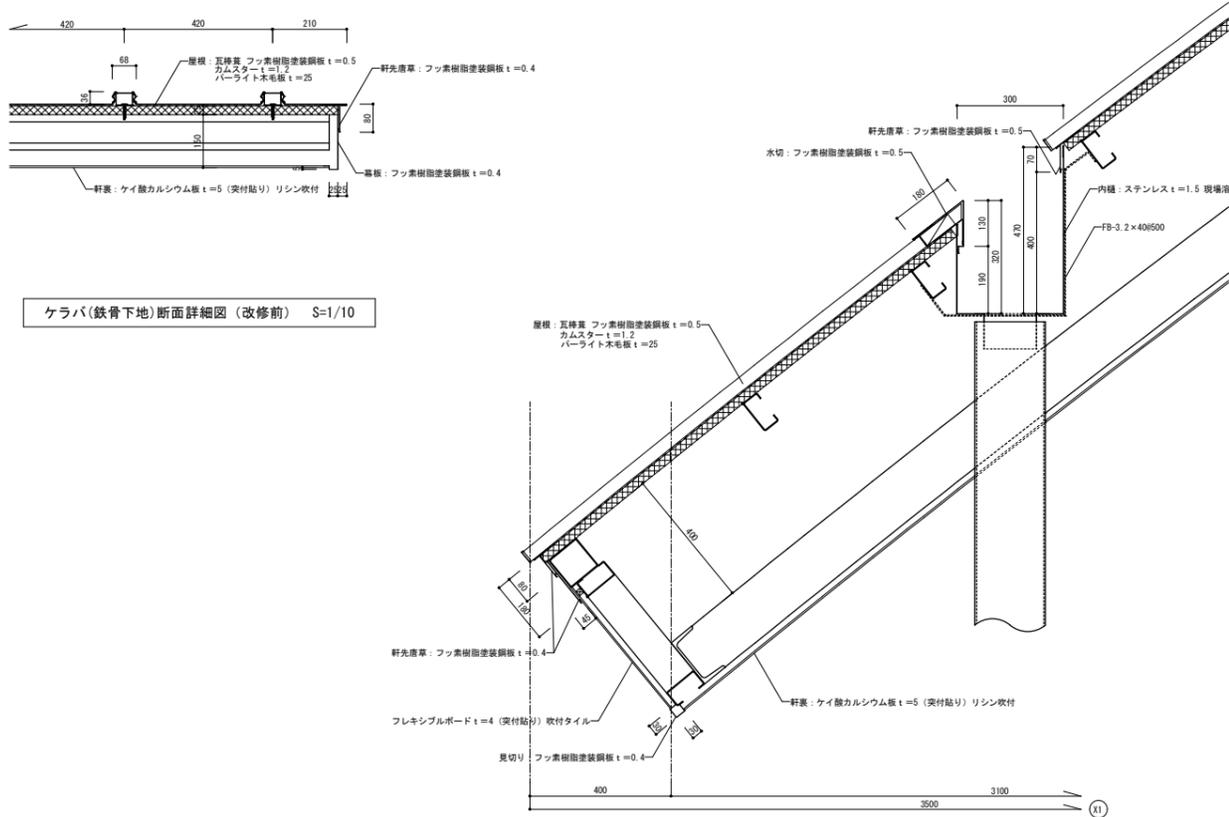
ケラバ(RC下地)断面詳細図(改修前) S=1/10

改修後



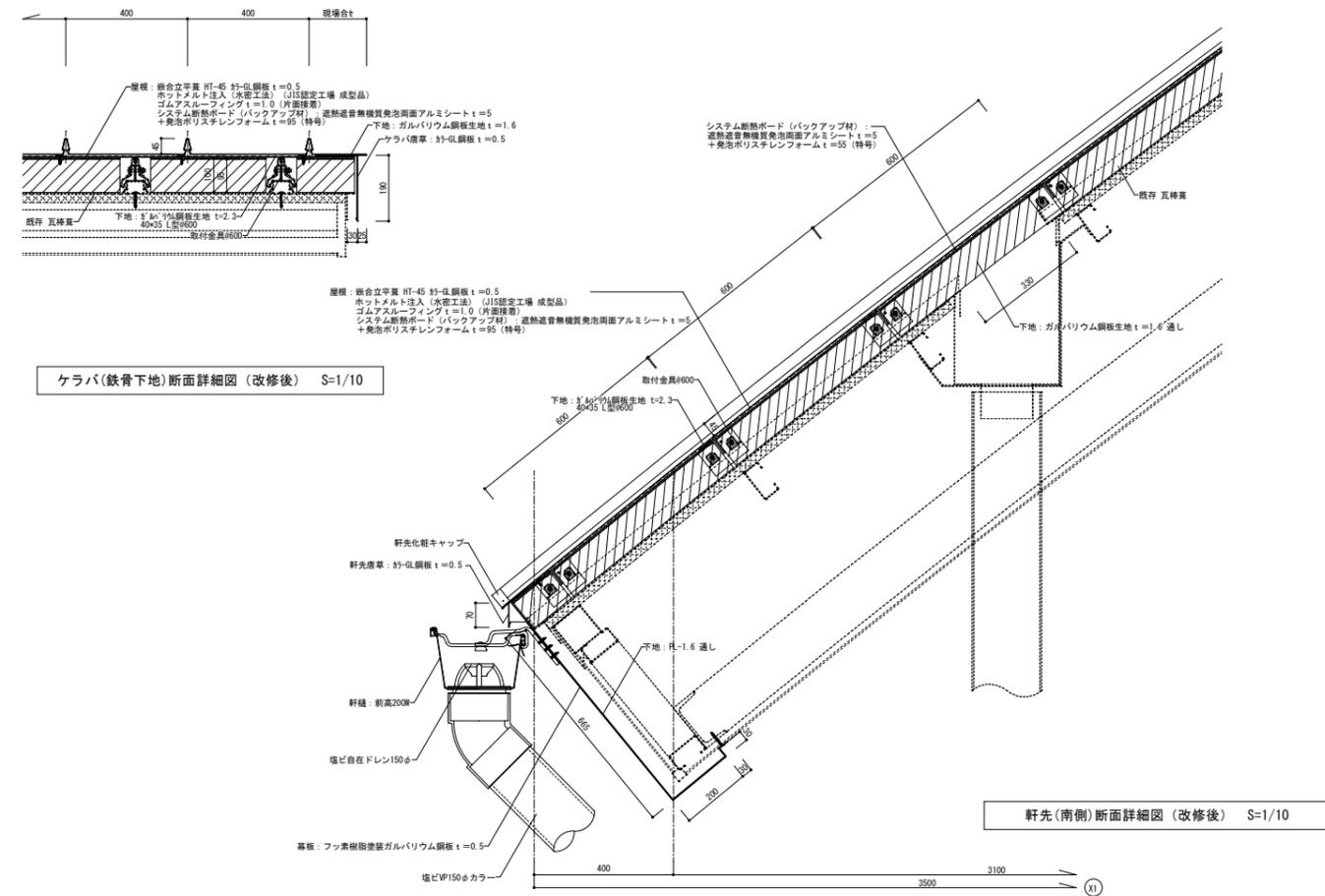
軒先(南側)断面詳細図(改修後) S=1/10

ケラバ(RC下地)断面詳細図(改修後) S=1/10



ケラバ(鉄骨下地)断面詳細図(改修前) S=1/10

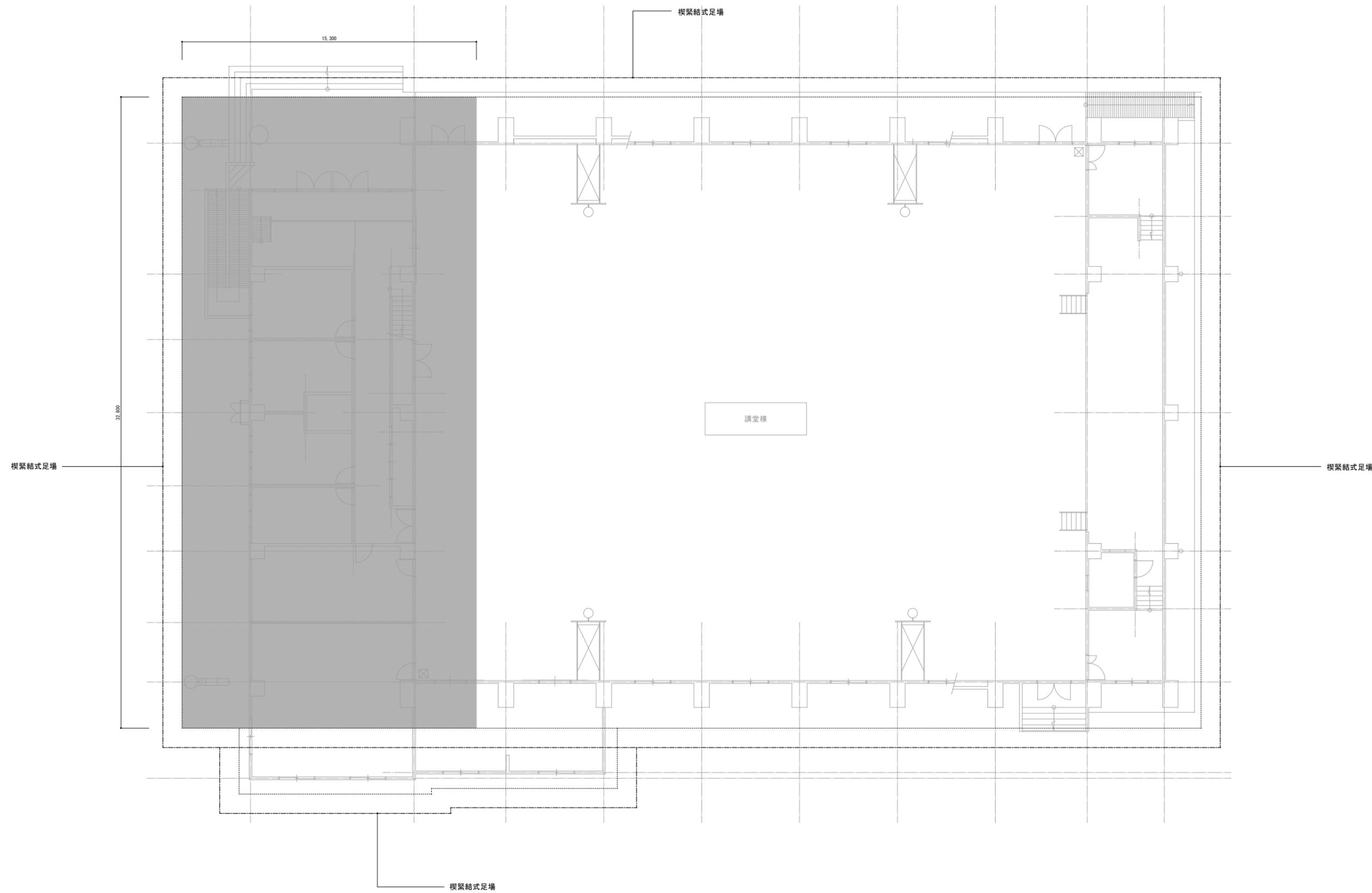
軒先(南側)断面詳細図(改修前) S=1/10



ケラバ(鉄骨下地)断面詳細図(改修後) S=1/10

軒先(南側)断面詳細図(改修後) S=1/10

| | | | | | | | | | |
|---|-----|--|-----------------------|---|---------------|-----|-----|----------------|---------------|
| 記 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 | 設計年月日 | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | 事 | | | 〒24-0033 横浜執行部市北東区下目1-4-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947 | 縮 尺 S=1/10 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 泉中学校体育館屋根改修工事 |
| | | | | | | | | 図面名称 | 図面番号 |
| | | | | | | | | 講堂断面詳細図(改修前・後) | A-13 |



■ 印部分ハ屋根足場ヲ示ス。

仮設計画図 S=1/200

----- 庇

| | | | | | | | | | | |
|--------|-----|--|---|--|-----|---------|-----|-----|-------|------------------------------------|
| 記 事 | 月 日 | | (有) 杉 設 計 一級建築士事務所 <small>〒824-0033 福見銀行豊中北東町下目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947</small> | 設計年月日 | | 設計 | 技 図 | 承認印 | 工事名称 | 設計番号 |
| | | | | <small>事務所登録 (知事) 第1-20008号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤哉</small> | 縮 尺 | S=1/200 | 製 図 | 担 当 | 承認年月日 | 泉中学校体育館屋根改修工事 図面名称 仮設計画図(講堂) |